



# 参 考 资 料

## 1. 紀の川市男女共同参画推進プラン策定までの経緯

| 時期            | 実施            | 概要                               |              |
|---------------|---------------|----------------------------------|--------------|
| 平成19年         | 3月            | 職員意識調査                           |              |
|               | 6月            | 第1回 紀の川市男女共同参画推進(作業部会)会議         | 市民意識調査実施に向けて |
|               | 7月            | 第1回 紀の川市男女共同参画推進本部会議             | 〃            |
|               | 8月            | 市民意識調査                           |              |
| 平成20年         | 7月            | 第2回 紀の川市男女共同参画推進(作業部会)会議         | 現状分析・課題の整理   |
|               | 8月            | 第2回 紀の川市男女共同参画推進本部会議             | 〃            |
|               |               | 第1回 紀の川市男女共同参画計画策定懇話会            | 〃            |
|               |               | 庁内事業調査                           |              |
|               | 10月           | 第3回 紀の川市男女共同参画推進(作業部会)会議         | 計画総論部分の検討    |
|               |               | 第3回 紀の川市男女共同参画推進本部会議             | 〃            |
|               |               | 庁内関係各課事業調査                       |              |
|               | 11月           | 第2回 紀の川市男女共同参画計画策定懇話会            | 計画総論部分の検討    |
| 第1回 市民ワークショップ |               | 市の現状と課題の共有                       |              |
| 12月           | 第2回 市民ワークショップ | 課題解決のための提案                       |              |
| 平成21年         | 1月            | 第4回 紀の川市男女共同参画推進(作業部会)会議         | 計画書各論部分の検討   |
|               |               | 第4回 紀の川市男女共同参画推進本部会議             | 〃            |
|               | 2月            | 第3回 紀の川市男女共同参画計画策定懇話会            | 〃            |
|               |               | 紀の川市男女共同参画推進プラン(素案)に対するパブリックコメント |              |
|               | 3月            | 第4回 紀の川市男女共同参画計画策定懇話会            | 計画全体の最終協議    |
|               |               | 第5回 紀の川市男女共同参画推進本部会議             | 計画の最終確認・決定   |

## 2. 紀の川市男女共同参画計画策定懇話会名簿

|    | 氏名      | 所属                   |
|----|---------|----------------------|
| 1  | 麻生 剛史   | 和歌山電鐵株式会社総務部総務課長     |
| 2  | 稲垣 恵つ子  | 一般公募                 |
| 3  | ◎金川 めぐみ | 和歌山大学経済学部市場環境学科准教授   |
| 4  | 小坂 順治   | 紀の川市民生委員・児童委員連絡協議会会長 |
| 5  | 島 久美子   | 和歌山県NPOサポートセンター長     |
| 6  | 仲谷 妙子   | 紀の川市女性会議会長           |
| 7  | 西浦 晴代   | J A紀の里農業協同組合総合企画部人事課 |
| 8  | 原 美那子   | 一般公募                 |
| 9  | ○藤範 信彦  | 紀の川市人権委員会会長          |
| 10 | 眞砂 美香   | 一般公募                 |
| 11 | 三國 和美   | 一般公募                 |
| 12 | 三崎 彰午   | 粉河町商工会経営指導員          |

※順不同・敬称略、◎会長、○副会長

### 3. 平成19年紀の川市男女共同参画に関する意識調査の概要

#### (1) 調査の目的

本調査は、家庭・職場・地域等における男女共同参画の意識や考え方などに関する調査を行い、今後の紀の川市男女共同参画計画策定の基礎資料とすることを目的として実施した。

#### (2) 調査設計

|       | 市民意識調査  | 職員意識調査   |
|-------|---|--|
| 調査名   | 紀の川市男女共同参画に関する意識調査  | 男女共同参画社会に関する職員意識調査                                       |
| 調査対象者 | 紀の川市内に居住している満20歳以上の市民   | 紀の川市全職員（休職者を除く）  |
| 調査方法  | 住民基本台帳に基づく無作為抽出法（コンピュータによる無作為抽出）  | 悉皆調査   |
| 調査方法  | 郵送配布、郵送回収   | 各課にて配布・回収  |
| 調査期間  | 平成19年(2007年)8月10日(金)～8月27日(月)   | 平成19年(2007年)3月20日(火)～3月30日(金)                            |
| 配布数   | 2,500人(男女各1,250人)   | 697人(男:427人、女:270人)                                      |
| 有効回収数 | 872人(34.9%)   | 639人(91.7%)  |
| 調査項目  | (1)基本属性<br>(2)男女平等意識について<br>(3)家庭生活について<br>(4)介護について<br>(5)子育てや子どもの教育について<br>(6)就労について<br>(7)社会活動、地域活動について<br>(8)女性の人権について<br>(9)男女共同参画施策について | (1)基本属性<br>(2)男女平等意識について<br>(3)職業生活について<br>(4)男女共同参画について |

#### (3) 調査結果：市ホームページ上で公表。

## 4. 紀の川市男女共同参画計画策定のための市民ワークショップの概要

### (1) 実施の目的

紀の川市における男女共同参画に関する現状を把握し、策定の参考とするとともに、市民が男女共同参画についての理解を深め、市民自らが市の現状や課題に気づき、課題解決のためのアイデアを模索・検討するために実施する。

### (2) 概要

|         | 第1回   | 第2回  |
|---------|---|--|
| テーマ     | 紀の川市の家庭・地域における男女共同参画状況・課題を知ろう！  | 男女共同参画で地域を元気にする方法を考えよう！  |
| 日程      | 平成20年11月22日(土)  | 平成20年12月6日(土)  |
| 参加者     | 紀の川市民15名(女性:12名、男性:3名)  | 紀の川市民11名(女性:7名、男性:4名)  |
| 主なプログラム | <u>目標：市の現状と課題の共有</u><br>・参加者の意識を聞いてみよう<br>～旗揚げアンケート～<br>・紀の川市の現状報告<br>・自己紹介<br>・課題を考えよう(男女共同参画を阻んでいると感じる課題・問題点)<br>～KJ法～<br>・発表 | <u>目標：課題解決へのアイデア出し</u><br>・紀の川市の将来像(案)を決定しよう<br>・男女共同参画推進への取組のアイデアを出そう～KJ法～<br>・発表 |

## 5. 男女共同参画に関する世界・国・県・市の動き

| 年号               | 世界の動き                                | 国の動き   | 県の動き   |
|------------------|--------------------------------------|--|--|
| 1945年<br>(昭和20年) | ・国際連合誕生<br>・「国連憲章」採択                 | ・衆院法改正<br>(成年女子に参政権)   |  |
| 1946年<br>(昭和21年) | ・婦人の地位向上委員会設置                        | ・総選挙で初の婦人参政権行使<br>・日本国憲法公布   |  |
| 1947年<br>(昭和22年) |                                      | ・民法改正<br>(家父長制度廃止)<br>・教育基本法公布<br>(男女教育機会均等)<br>・労働基準法公布<br>(男女同一賃金) |  |
| 1948年<br>(昭和23年) | ・「世界人権宣言」採択                          |  |  |
| 1956年<br>(昭和31年) |                                      | ・売春防止法制定   |  |
| 1967年<br>(昭和42年) | ・「婦人に対する差別撤廃宣言」採択                    |  |  |
| 1975年<br>(昭和50年) | ・国際婦人年世界会議(メキシコシティ)開催<br>・「世界行動計画」採択 | ・婦人問題企画推進本部設置<br>・婦人問題企画推進本部会議開催<br>・総理府婦人問題担当室業務開始                  |  |
| 1976年<br>(昭和51年) | ・ILOに婦人労働問題担当室設置                     | ・民法改正<br>(離婚後の氏の選択自由)  |  |
| 1977年<br>(昭和52年) |                                      | ・【国内行動計画】策定  | ・青少年局育成課に婦人主幹配置<br>・婦人問題連絡会議設置(庁内関係課室)         |
| 1978年<br>(昭和53年) |                                      |  | ・婦人問題企画推進会議設置<br>・婦人関係施策の調査<br>・「婦人問題を考える集い」開催 |
| 1979年<br>(昭和54年) | ・「女子差別撤廃条約」採択                        |  | ・婦人問題世論調査(第1回)<br>・婦人政策決定参加状況調査                |

| 年号               | 世界の動き  | 国の動き  | 県の動き   |
|------------------|--|---|--|
| 1980年<br>(昭和55年) | ・「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン)開催<br>・「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択 | ・「女子差別撤廃条約」に署名<br>民法改正(配偶者の相続 1/3 → 1/2)                                      | ・「婦人の明日をひらく私の意見」公募<br>・「明日をひらく婦人交流のつどい」開催          |
| 1981年<br>(昭和56年) | ・「女子差別撤廃条約」発効  | ・【国内行動計画後期重点目標】策定   | ・「婦人文化展」開催   |
| 1982年<br>(昭和57年) |  |   | ・【和歌山婦人施策の指標】策定(5月)<br>・婦人問題シンポジウム開催               |
| 1984年<br>(昭和59年) |  | ・国籍法・戸籍法改正<br>(父母両系血統主義、配偶者の帰化条件の男女同一化)                                       | ・青少年婦人課に名称変更<br>・婦人の生活と意識調査(第2回)<br>・婦人問題懇話会設置     |
| 1985年<br>(昭和60年) | ・「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議開催<br>・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択       | ・女子差別撤廃条約批准国<br>民・年金法改正<br>(女性の年金権確立)<br>・男女雇用機会均等法公布<br>生活保護基準額改正<br>(男女差解消) | ・婦人問題アドバイザー設置<br>・県婦人会議設立                          |
| 1986年<br>(昭和61年) |  | ・婦人問題企画推進本部拡充<br>(構成省庁を全省庁に)  | ・県婦人議会開催<br>・「婦人のつどい」開催                            |
| 1987年<br>(昭和62年) |  | ・【西暦2000年に向けての新しい国内行動計画】策定  | ・「紀州の女のまつり」開催                                      |
| 1988年<br>(昭和63年) |  |   | ・【21世紀をめざすわかやま女性プラン】策定(3月)                         |
| 1989年<br>(平成元年)  |  |   | ・女性の生活と意識調査(第3回)<br>・「ナウナウわかやま」開催                  |
| 1990年<br>(平成2年)  | ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択         |   | ・「かがや紀のおんな」開催                                      |
| 1991年<br>(平成3年)  |  | ・【西暦2000年に向けての新しい国内行動計画(第1次改訂)】策定<br>・中学校家庭科男女必修開始<br>・育児休業法公布                | ・北陸・中部・近畿婦人問題地域推進会議開催(総理府共催)<br>・「女性問題を考えるフォーラム」開催 |
| 1992年<br>(平成4年)  |  |   | ・「和歌山女性フェスティバル」開催                                  |

| 年号               | 世界の動き  | 国の動き   | 県の動き   |
|------------------|--|--|--|
| 1993年<br>(平成5年)  |  | ・パートタイム労働法公布   | ・青少年女性課に名称変更<br>・「トークイン和歌山」開催  |
| 1994年<br>(平成6年)  | ・開発と女性に関する第2回アジア太平洋大臣会議(ジャカルタ)開催<br>・「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択 | ・高校の家庭科男女必修開始<br>・総理府に男女共同参画室<br>・男女共同参画審議会設置<br>・男女共同参画推進本部設置   | ・女性の生活と意識調査(第4回)<br>・平成女性和歌集編集<br>・審議会等委員への女性登用推進要綱制定(3月)                              |
| 1995年<br>(平成7年)  | ・第4回世界女性会議(北京)開催<br>・「北京宣言及び行動綱領」採択                    | ・育児休業法改正(介護休業制度の法制化)   | ・【わかやま女性プラン】改定(3月)<br>・「女性のつばさ」海外派遣開始  |
| 1996年<br>(平成8年)  |  | ・【男女共同参画 2000年プラン】策定   | ・生活文化部に女性政策課設置<br>・わかやま女性 100人委員会設置  |
| 1997年<br>(平成9年)  |  | ・男女雇用機会均等法改正<br>・労働基準法改正(女子保護規定撤廃)<br>・介護保険法公布   | ・「女性参政権行使 50周年記念イベント」開催<br>・男女共生社会づくり協議会設置   |
| 1998年<br>(平成10年) |  |  | ・男女共生社会づくりに関する県民意識調査<br>・県女性センター開設(12月)  |
| 1999年<br>(平成11年) |  | ・男女共同参画社会基本法公布   |  |
| 2000年<br>(平成12年) | ・国連特別総会「女性 2000年会議」開催(ニューヨーク)<br>・「政治宣言及び成果文書」採択       | ・【男女共同参画基本計画】策定<br>・児童虐待防止法公布  | ・【和歌山県男女共生社会づくりプラン】策定(3月)  |
| 2001年<br>(平成13年) |  | ・省庁再編により内閣府男女共同参画局に改組<br>・男女共同参画会議設置<br>・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律公布<br>・第1回「男女共同参画週間」<br>・第1回「女性に対する暴力をなくす運動」 | ・機構改革による名称変更<br>男女共生社会推進課<br>・男女共生社会推進センター<br>・男女共生社会推進本部設置<br>・審議会等への女性の参画促進要綱制定(10月) |

| 年号               | 世界の動き   | 国の動き   | 県の動き   | 市の動き   |
|------------------|---|--|--|--|
| 2002年<br>(平成14年) |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催</li> <li>・男女共同参画会議決定「配偶者暴力防止法」、「平成13年度監視」、「苦情処理等システム」</li> </ul>           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画推進条例公布(3月)</li> <li>・男女共同参画審議会設置</li> <li>・男女共同参画に関する県民意識調査実施</li> </ul> |  |
| 2003年<br>(平成15年) |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画会議決定</li> <li>・「女性のチャレンジ支援策の推進」</li> <li>・次世代育成支援対策推進法公布</li> <li>・少子化社会対策基本法公布</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・【和歌山県男女共同参画基本計画】策定(3月)</li> </ul>  |  |
| 2004年<br>(平成16年) |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正(6月公布、12月施行)及び同法に基づく基本方針策定</li> </ul>                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画フォーラムinわかやま」開催(高野山)</li> <li>・男女共同参画に関する施策苦情処理要領策定(8月)</li> </ul>       |  |
| 2005年<br>(平成17年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京十10」世界閣僚級会合)開催(ニューヨーク)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画会議答申</li> <li>・「男女共同参画基本計画改定に当たっての基本的な考え方」</li> <li>・男女共同参画基本計画(第2次)策定(12月)</li> </ul>     |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧那賀郡の5町(打田町・粉河町・那賀町・桃山町・貴志川町)の合併により紀の川市となる(11月)</li> </ul> |
| 2006年<br>(平成18年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第50回国連婦人の地位委員会</li> </ul>                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女雇用機会均等法改正</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「和歌山県男女共生社会推進センターの在り方」提言(1月)</li> <li>・男女共同参画に関する県民意識調査実施</li> </ul>           |  |



| 年号               | 世界の動き                                    | 国の動き  | 県の動き  | 市の動き  |
|------------------|--|---|---|---|
| 2007年<br>(平成19年) |  | ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正  | ・【和歌山県男女共同参画基本計画】改定(3月)                           | ・男女共同参画社会に関する職員意識調査実施<br>・政策調整課「男女共同参画推進係」設置<br>男女共同参画推進本部設置<br>・男女共同参画に関する市民意識調査実施 |
| 2008年<br>(平成20年) |  | ・「次世代育成支援対策推進法」改正   | ・機構改革による名称変更<br>青少年・男女共同参画課(青少年課と男女共生社会推進課を統合)    | ・男女共同参画計画策定懇話会設置<br>・男女共同参画計画策定のための市民ワークショップ開催                                      |
| 2009年<br>(平成21年) |  | ・「育児・介護休業法」改正   |   | ・【紀の川市男女共同参画推進プラン】策定(3月)  |
| 2010年<br>(平成22年) | ・第54回国連婦人の地位委員会(国連「北京+15」記念会合開催(ニューヨーク)) | ・男女共同参画会議答申「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(7月)<br>・男女共同参画会議答申「男女共同参画基本計画の変更」(12月)<br>・第3次男女共同参画基本計画策定」(12月) | ・機構改革による名称変更<br>男女共同参画センター<br>・男女共同参画に関する県民意識調査実施 |   |
| 2012年<br>(平成24年) |  |   | ・【和歌山県男女共同参画基本計画】第3次(3月)                          |   |
| 2014年<br>(平成26年) |  |   |   | ・【紀の川市男女共同参画推進プラン】改定(3月)  |

## 6. 男女共同参画社会基本法

公布：平成11年6月23日法律  
第78号  
施行：平成11年6月23日  
改正：平成11年7月16日法律  
第102号  
施行：平成13年1月6日  
改正：平成11年12月22日法律  
第160号  
施行：平成13年1月6日前文

### 目次

#### 前文

#### 第一章 総則(第一条—第十二条)

#### 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

#### 第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

#### 附則

わが国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等わが国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀のわが国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
  - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
  - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認められるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

[第四条 総理府設置法の一部改正]

附則[平成11年7月16日法律第102号][抄]

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条から第三条までの規定並びに次条及び附則第三十一条から第三十八条までの規定 内閣法の一部を改正する法律の施行前の日で別に法律で定める日
- 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

附則[平成11年12月22日法律第160号][抄]

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。



## 7. 家族経営協定書(例) 一夫婦及び後継者夫婦の4者による場合—

(目的)

第1条 この協定書は、甲(夫) 、乙(妻) 、丙(後継者) 及び丁(後継者の配偶者)が、相互に責任ある経営への参画を通じて、近代的な農業経営を確立するとともに、健康で明るい家庭の建設を目的とする。

(経営計画の策定)

第2条 甲、乙、丙及び丁は協議の上、今後の資金計画、作付計画、施設の導入、就業条件の改善等を内容とする長期農業経営改善計画及び毎年の具体的事項を内容とする年度別経営計画を作成する。

(経営の役割分担)

第3条 経営の部門のうち、〇〇に係るものについては丙及び丁が、〇〇以外に係るものについては甲及び乙が主体となり、他の2者と相談の上行うものとする。  
(また、簿記記帳については〇が、労働日誌の記帳については〇が行うものとする。)

(収益分配)

第4条 農業経営から生じた収益について、下記の額を毎月〇〇日に甲、乙、丙及び丁の個人名義の口座へ振り込むものとする。

甲 〇〇万円 乙 〇〇万円 丙 〇〇万円 丁 〇〇万円

また、収益が予想を上回った場合には、賞与として、甲、乙、丙及び丁で協議の上定めた額を臨時に振り込むことができるものとする。

なお、配分額については、農業収益、経営計画に基づく企画労働、農作業労働等の従事状況等を勘案し、毎年1回見直しを行うものとする。

(就業条件)

第5条 就業条件は次のとおりとする。

- ① 1日の労働時間は、甲及び丙は〇時間、乙及び丁は〇時間を原則とし、農作業の繁閑により、甲、乙、丙及び丁で協議の上延長又は短縮する。
- ② 休日は、甲、乙、丙及び丁各々につき原則として月〇回とするが、農作業の繁閑、健康状態、他の仕事への従事状況等を踏まえ、甲、乙、丙及び丁で協議の上変更することができるものとする。

また、正月、盆等の休日については、甲、乙、丙及び丁で協議の上定めるものとする。

(将来の経営移譲)

第6条 甲及び乙が有する経営権及び経営用資産については、将来、甲及び乙の合意に基づき丙及び丁に移譲する。

移譲の時期及び方法は、丙及び丁の意向を踏まえながら甲及び乙が十分協議の上定めるものとする。

(その他)

第7条 この協定書に規定されている以外の事項で、決定すべき事項が生じた場合は、その都度甲、乙、丙及び丁で協議の上決定するものとともに、必要に応じて立会人に相談の上改訂を行う。

## 資 料

---

(附則)

- ① この協定書は、平成 年 月 日より実施する。
- ② この協定書の有効期限は、実施の日より〇年間とし、当事者から申立てがない限り自動的に更新されるものとする。
- ③ この協定書は、5通作成し、甲、乙、丙、丁及び立会人が各1通を保有する。

平成 年 月 日

住所

甲(夫) 印

乙(妻) 印

丙(後継者) 印

丁(後継者の配偶者) 印

立会人 印

## 8. 用語解説

| 用語          | 説明  |
|-------------|---|
| 育児・介護休業法    | 正式には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。労働者が申出をすることによって、育児休業、介護休業を取得することを権利として認めています。   |
| NPO         | Non-Profit Organization の略で、行政・企業とは別に社会活動をする非営利の民間組織のことを言います。このうち「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称です。  |
| エンパワーメント    | 自己決定の力、仕事の技術や能力、経済力、物事を決定する場の発言力等について、一人ひとりが力をつけることを言います。   |
| 改正男女雇用機会均等法 | 正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」と言います。昭和61年（1986年）に施行され、平成9年（1997年）6月に、女性に対する募集・採用・配置等の差別禁止規定や、セクシュアル・ハラスメントの防止等の雇用管理上の規定を新設する等の改正が行われました。平成18年（2006年）6月には、体力や勤務条件等により実質的に女子を差別する「間接差別」の禁止などを盛り込む改正が行われ、平成19年4月から施行されています。 |
| 家族経営協定      | 家族で営農を行っている農業経営において、経営計画や各世帯の役割、就業条件等の世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものを言います。   |
| 合計特殊出生率     | 女性の年齢別出生率を15～49歳にわたって合計した数値で、代表的な出生力の指標です。その値は、女性がその年齢別出生率にしたがって子どもを生んだ場合、生涯に生む平均の子ども数に相当します。   |
| ジェンダー       | 社会的・文化的に形成された性別を「ジェンダー」と言います。生物学的なセックスとは区別して使用されます。   |
| 女性外来・男性外来   | 「性差に基づく医療（Gender-Specific Medicine）」という考え方の下、女性・男性特有の心や体の不調を総合的に診てくれる外来のことを言います。  |
| 女性の再チャレンジ   | 子育てや介護などでいったん仕事を中断した女性が、再就職や再起業することを指します。   |

| 用語             | 説明   |
|----------------|--|
| ストーカー          | 同一の者に対して、恋愛感情やその他好意の感情、又はそれが満たされなかったことに対する怨念の感情を充足する目的でつきまとう等、身体の安全、住居などの平穩もしくは名誉を害され、又は行動の自由が著しく害されることになるかもしれないという不安を覚えさせるような行為を反復することを言います。                              |
| セクシュアル・ハラスメント  | 職場や学校で起きる性的いやがらせを指します。相手の意に反した性的な性質の言動であり、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示など、さまざまな態様のものが含まれます。  |
| 団塊の世代          | 第二次世界大戦直後の日本において昭和 22 年（1947 年）から昭和 24 年（1949 年）（1952 年、又は 1955 年生まれまで含まれる場合もあり）にかけての第一次ベビーブームで生まれた世代のことです。  |
| 男女共同参画社会       | 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、また、その機会が確保されることにより、男女が均等に政治的・経済的・社会的及び文化的利益を享受し、共に責任を担う社会のことです。   |
| 男女共同参画社会基本法    | 1999 年 6 月に公布・施行され、男性も女性も互いに人権を尊重し、性別にとらわれることなく社会参画することを基本理念とする法律です。国、地方公共団体及び国民の責務が明らかにされ、市町村は国や都道府県の基本計画を勘案して、基本理念に基づいて計画を定めるよう努力することになっています。21 世紀のわが国の最重要課題と位置づけられています。 |
| デートDV          | カップルの間で行われる暴力（特に高校生や大学生などの若者のカップルの間）のことで、家庭内での暴力（ドメスティック・バイオレンス）と同じ内容を指します。  |
| ドメスティック・バイオレンス | 配偶者やパートナーからの身体的・精神的な暴力のことを言います。単に殴る蹴る等の身体的暴力だけでなく、威嚇・無視・行動の制限等、心理的な苦痛を与えることも含まれます。   |
| 認定農業者          | 農業を営む人が、自分の農業経営について改善する必要があるものを掲げ、5 年後の経営目標を達成するための方法を「農業経営改善計画認定申請書」として提出し、市町村が基本構想に資すると認定した農業者のことです。認定農業者になることで、経営者としての自覚や意識が向上し、効率的で安定的な農業経営につながることを期待されています。           |

| 用語                               | 説明   |
|----------------------------------|--|
| ノー残業デー                           | 特定の曜日を決めて、よほどの理由がない限り、その日は残業させないで、定時で業務を強制的に終わらせるという制度です。  |
| 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法) | 2001(平成13)年、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を目的に施行された法律は、2004(平成16)年に改正され、「配偶者からの暴力」の定義の拡大により、身体的暴力のほか、言葉や精神的暴力、性的暴力などもこれに順ずる暴力として定義されました。 |
| パブリックコメント                        | 行政が政策、制度、計画等を決定する際に、公衆(国民、都道府県民、市町村民など)の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みのことを言います。  |
| ポジティブ・アクション                      | 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することを言います。  |
| リプロダクティブ・ヘルス/ライツ                 | 生殖に関する「健康」と「権利」のことです。「健康」としては、安全で満足できる性生活、安全な出産などがあげられ、「権利」としては、子どもを産むかどうか、産むとすればいつ、何人までを産むかを決定する自由、生殖・性に関する適切な情報とサービスを得られる権利などがあげられます。                        |
| ワーク・ライフ・バランス                     | 一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを言います。  |

## 紀の川市男女共同参画推進プラン

～きのかわ ハートフル プラン～

平成21年3月（平成26年3月修正）

---

発行：紀の川市

編集：企画部政策調整課

〒649-6492 和歌山県紀の川市西大井338番地

TEL 0736-77-2511 FAX 0736-77-4910

URL <http://www.city.kinokawa.lg.jp/>

---